

被保険者の皆さんへのお知らせ

7 月中に「資格確認書」を交付します

- ④ 保険証の廃止に伴い、保険証の代わりに「資格確認書」を交付しています。マイナンバーカードを持ってなくても、これまでどおり医療機関にかかることができます。
令和 8 年 7 月 31 日までに後期高齢者医療制度に加入した方には、マイナ保険証（保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）の有無にかかわらず、申請無しで「資格確認書」を交付します。また、「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の情報は「資格確認書」に併記します。「資格確認書」を提示するだけで、1 カ月あたりの病院代や薬代は自己負担限度額までになります。
- ④ 新しい「資格確認書」は黄緑色の封筒で 7 月 14 日頃から配達される予定です。
8 月 1 日から使用する「資格確認書」は、マイナンバーカードのお持ちの有無にかかわらず被保険者の皆さん全員にお届けします。「資格確認書」は従来の紙の保険証と同じ大きさ（はがき程度）です。
- ④ 新しい「資格確認書」は令和 8 年 7 月 31 日まで使用できます。
マイナ保険証を使用している方も、有効期限内は大切に保管してください。
- ④ お手持ちの保険証（薄い黄色）は令和 7 年 7 月 31 日まで使えます。
8 月 1 日を過ぎたら、新しい「資格確認書」と間違えないようにご家庭で破棄してください。「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証（白色）」もお持ちの方は、保険証と一緒に破棄してください。

令和 7 年度の後期高齢者医療保険料について

令和 7 年度の保険料額決定通知書（1 年分の保険料のお知らせ）を 7 月下旬頃にお届けします。

保険料は、被保険者 1 人ごとに令和 6 年中の所得の額に応じて島根県後期高齢者医療広域連合が決定しています。

$$\text{年間保険料額 (限度額 80 万円)} = \text{均等割額 被保険者 1 人あたり 50,160 円} + \left(\text{前年中の総所得金額等} - \text{基礎控除額 43 万円} \right) \times \text{所得割率 10.08\%}$$

世帯の所得状況に応じて次のとおり均等割額が軽減されます。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割額の軽減割合
43 万円 [+ 10 万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)] 以下	7 割
43 万円 [+ 10 万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)] + 29 万 5 千円 × (被保険者数) 以下	5 割
43 万円 [+ 10 万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)] + 54 万 5 千円 × (被保険者数) 以下	2 割

保険料の納め方

保険料は、原則として年金からの引去りで納めていただきますが、後期高齢者医療保険に加入したばかりの方や、介護保険料が年金からの引去りではない方などは、口座振替か納付書払いのいずれかで納めていただきます。保険料のお知らせに納付書が同封されている場合は、金融機関・コンビニエンスストア等で期限までに納めてください。口座振替の申込みは、通帳と印鑑をお持ちのうえ、金融機関または郵便局で手続きをしてください。

制度についての詳細は、新しい「資格確認書」に同封する『後期高齢者医療制度のしおり』をご覧ください。

【問い合わせ先】 市保険課 保健・年金係（後期高齢者医療担当） ☎ 31-0215 FAX 24-0180